

## 矢掛町建設工事等電子入札実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本町が岡山県電子入札共同利用システム（岡山県及び岡山県内の市町村等で構成する岡山県電子入札共同利用推進協議会（以下「協議会」という。）が設置するシステムをいう。以下「電子入札システム」という。）を利用して行う入札（以下「電子入札」という。）を実施するに当たり、岡山県が定める岡山県電子入札共通基盤システム電子証明書発行要領（以下「電子証明書発行要領」という。）及び協議会が定める岡山県電子入札共同利用システム利用規約（以下「システム利用規約」という。）に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、電子証明書発行要領及びシステム利用規約において使用する用語の例による。

### (電子入札の原則)

第3条 第6条に規定する利用者登録を行った者（以下「利用登録者」という。）が、電子入札システムを利用して入札及び開札を行う案件（以下「電子入札案件」という。）に参加するときは、電子入札によらなければならない。

2 電子入札案件に参加できる者は、利用登録者に限る。

### (電子入札の対象)

第4条 電子入札は、競争入札により本町が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事及び次に掲げる業務（以下「対象工事等」という。）を対象とできるものとする。

- (1) 測量業務
- (2) 建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 補償コンサルタント業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める業務

### (ICカードの取得等)

第5条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、電子証明書発行要領に基づき認証局が発行する電子証明書が格納されたカード（以下「ICカード」という。）を取得しなければならない。

2 入札参加者が電子入札システムで使用することができるICカードは、矢掛町建設工事請負契約競争入札参加資格に関する規程（平成18年矢掛町規則第55号）又は矢掛

町測量及び建設コンサルタント業務等委託契約指名競争入札参加資格に関する規程（平成18年矢掛町規則第56号）に基づき入札参加資格を有する者の代表者（入札の参加について権限を委任された者があるときは、当該委任された者とする。以下同じ。）と同一名義のものに限るものとする。

（利用者登録）

第6条 入札参加者は、ICカードを取得した後、システム利用規約に基づき、電子入札システムに利用者登録をしなければならない。

（案件登録）

第7条 町長は、電子入札を実施しようとするときは、電子入札システムにより、電子入札に必要な事項の登録を行うものとする。

2 一般競争入札により対象工事等の電子入札を実施する場合には、矢掛町財務規則（昭和40年矢掛町規則第5号）第95条及び矢掛町工事執行規則（昭和49年矢掛町規則第22号）第12条の規定による入札の公告に併せて前項の登録を行うものとする。

（入札回数）

第8条 対象工事等の入札執行回数について予定価格を公表しているものは1回とし、それ以外のものは2回を限度とする。

（指名の通知）

第9条 指名競争入札により電子入札を実施する場合は、電子入札システムを利用して送信する電子メールにより、指名の通知を行うものとする。

（設計図書等の交付等）

第10条 入札参加者は、公告又は指名通知に示す期間内に電子入札システムにより対象工事等に係る設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）の交付を受けなければならない。

2 設計図書等の内容についての質問は、公告又は指名通知に示す期間内に電子入札システムへの登録により提出するものとし、質問に対する回答は、電子入札システムへの登録により行うものとする。

（入札参加表明）

第11条 一般競争入札に参加しようとする者は、対象工事等に係る入札参加資格要件を満たすことを確認し、設計図書等の交付を受けた後、公告で示す期間内に電子入札システムへ登録することにより電子入札に参加する旨の意思表示を行わなければならない。

（入札の辞退等）

第12条 第9条の規定により指名の通知を受けた者及び前条の規定により入札参加表明

の登録を行った者が電子入札を辞退しようとするときは、次条に定める入札受付締切日時までに電子入札システムに辞退届を登録することにより届け出なければならない。このとき、辞退届には辞退理由を入力するものとする。

- 2 次条の規定による入札書提出後の電子入札の辞退は認めない。
- 3 第9条の規定により指名の通知を受けた者及び前条の規定により入札参加表明の登録を行った者で、次条に定める入札受付締切日時までに入札書の提出がなく、かつ、第1項による辞退の届出もない入札参加者は、入札受付締切日時を経過した時をもって当該電子入札を棄権したものとみなす。この場合において、当該入札参加者は、すみやかに入札棄権理由書を町長に提出するものとする。

(入札書等の提出)

第13条 入札参加者は、第7条第1項の規定により電子入札システムに登録された対象工事等の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムに入札金額その他必要事項（以下「入札金額等」という。）の登録を行うことにより入札書を提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札金額等の登録に併せて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力しなければならない。
- 3 入札金額内訳書の添付が必要とされた案件の入札参加者は、入札金額等の登録に併せて、入札金額内訳書を添付しなければならない。ただし、第18条に規定する再度入札の場合は、入札金額内訳書を添付することを要しない。
- 4 提出した入札書及び入札金額内訳書の訂正、引換え又は撤回は認めない。

(書面による資料等の提出)

第14条 入札参加者は、町長から書面による資料等の提出を求められたときは、入札の公告又は指名通知で指定した日時までに企画財政課へ提出しなければならない。

(共同企業体の特例)

第15条 対象工事等が矢掛町建設工事共同請負制度事務処理要領（昭和52年矢掛町規則第33号）の適用を受ける場合において、共同企業体を結成して電子入札に参加しようとする者は、第10条から第13条までに規定する手続を共同企業体の代表者のICカードを使用して行わなければならない。

- 2 共同企業体を結成して一般競争入札により実施する電子入札に参加しようとする場合において、入札参加表明後、当該共同企業体の構成員の一部が入札参加資格を喪失したときは、当該構成員以外の構成員は、入札参加表明締切日時までの間に限り、入札参加資格要件を満たす他の構成員を補充し、新たに共同企業体を結成した上で、電子入札に参加することができるものとする。

3 前項の規定により共同企業体の構成員を変更する場合において、入札参加資格を喪失した構成員が当該共同企業体を代表する構成員であった場合は、新たに結成した共同企業体の代表者のＩＣカードを使用して第１０条及び第１１条に規定する手続を行わなければならない。

4 共同企業体を結成して電子入札に参加しようとする場合においては、第１１条に規定する入札参加表明の登録に併せて、共同企業体名を登録しなければならない。

(開札)

第１６条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札した者のうち立会いを希望する者（委任状による代理人を含む。）を立ち会わせて電子入札システムにより執行するものとする。この場合において、立会希望者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

2 町長は、開札を延期する場合は、電子メール等により入札書を提出している者全員に開札の延期と延期後の開札予定日時を通知するものとする。

3 町長は、開札を中止する場合は、電子メール等により入札書を提出している者全員に開札の中止を通知するとともに、入札書を開封せず電子入札システムに中止の登録を行うものとする。

(落札者決定の保留)

第１７条 開札の結果、調査基準価格を下回る価格による入札があった場合又は高落札率入札調査の必要がある場合、入札参加資格の審査若しくはその他の理由により必要がある場合には、町長は、落札者の決定を保留することができる。この場合において、町長は、入札参加者に対して落札者の決定を保留した旨を電子入札システムにより通知する。

(再度入札)

第１８条 町長は、第１６条の規定により開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札システムによる２回目の入札（以下、「再度入札」という。）を実施する日時を指定し、速やかに再度入札を実施するものとする。ただし、書面で入札書を提出した者に対しては、入札の通知に示した場所において再度入札の場所及び日時を指定する。

2 再度入札を実施することができるのは予定価格を公表していない対象工事等に限る。

(同一価格での入札者が２者以上ある場合の順位の決定方法)

第１９条 開札の結果、同一価格で入札した者が２者以上あるときは、第１３条第２項の規定により入力した任意の３桁の数字を利用した電子くじにより順位を決定するものとする。

(入札の無効等)

第20条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者の行った入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (4) 第5条, 第6条, 第10条, 第11条, 第13条, 第14条又は第15条に規定する手続を経ずに電子入札に参加した者がした入札
- (5) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間以外にされた入札
- (6) 入札書に必要事項が記載されていない入札
- (7) 明らかに不正によると認められる入札
- (8) 入札金額内訳書の添付が必要とされた案件の入札において、入札金額内訳書が入札書に添付されていない入札
- (9) 再度入札において、1回目の入札に参加していない者がした入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公告又は指名通知に明示した無効要件に該当する入札

2 次の各号のいずれかに該当すると確認した者は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定する入札において、最低制限価格を下回る入札価格を提示した者
- (2) 前号に掲げるもののほか、公告又は指名通知に示した失格要件に該当する者  
(入札結果の通知)

第21条 町長は、電子入札により落札者を決定した場合は、電子入札システムを利用して送信する電子メールにより、入札した者に対し入札結果を通知するものとする。

(書面入札への変更)

第22条 第6条に規定する利用者登録を適正に行った者について、次の各号のいずれかの事由（ICカードの閉塞・紛失・破損，端末の不具合等，当該入札参加者に責任があると認められる場合を除く。）に該当すると認められ，かつ，入札手続に支障がない場合には，第3条第1項の規定にかかわらず，入札受付締切日時の1時間前までに，書面入札参加承認申請書(様式第1号)を企画財政課へ持参し，町長の承認を得た上で，当該電子入札案件におけるその後の手続について，書面により参加することができるものとする。

- (1) 天災
- (2) 地域的停電
- (3) プロバイダ，通信事業者に起因する通信障害

(4) その他町長がやむを得ないと認める事由

2 前項の場合において、書面参加に変更した者については、当該電子入札案件において電子参加に変更又は復帰することを認めない。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の交付又は受領手続を要しないものとする。

3 第1項の書面入札参加承認申請書の提出を受けたときは、町長は、その内容を審査し、理由があると認めるときは書面入札の承認を行うものとする。この場合において、入札参加者は当該電子入札案件の契約の名義人となる者が記名押印し、3桁のくじ番号を記入した入札書及び入札金額内訳書（建設工事に限る。）を、封筒に封入して入札書受付締切日時までに指定する場所へ持参しなければならない。

(責任範囲等)

第23条 電子入札への参加に必要な手続を行う場合は、入札参加者が送信した当該手続に関する情報が電子入札システムに登録された時点で提出されたものとみなす。

2 前項の場合において、情報の送信には、使用する電子計算機の性能及び電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることから、入札参加者は時間的な余裕を持って手続を行わなければならないものとする。

3 電子入札における期限等は、電子入札システム上の日付及び時刻を基準とする。

(システムの障害等における対応)

第24条 町長は、電子入札システム又は本町の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）の障害等（以下「システム障害等」という。）により電子入札の実施が不可能と判断した場合は、電子入札を延期し、若しくは中止し、又は電子入札以外の入札に変更することができるものとする。この場合において、町長は、入札参加者に対し必要な事項を通知するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、町長が特に必要があると認めるときは、電子入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができるものとする。

3 町長は、前2項の規定により電子入札の中止又は取消しをした場合は、入札参加者の提出した対象工事等に係る入札書等を無効とすることができる。

(入札参加者側の障害時等における対応)

第25条 入札参加者は、第22条に定める事由以外の理由により電子入札ができないときは、入札受付締切日時の1時間前までに企画財政課にその旨を申し出なければならない。

2 町長は、前項の申出があった場合は、その状況を確認し、必要に応じ入札参加者に対処方法を指示するものとする。この場合において、町長が特に必要と認めるときは、入

札手続に関する期限等を変更することができるものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日までに、矢掛町財務規則（昭和40年矢掛町規則第5号）第95条及び矢掛町工事執行規則（昭和49年矢掛町規則第22号）第12条の規定により、一般競争入札を実施する旨の公告又は指名競争入札を実施する旨の通知をした入札案件については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日までに、矢掛町財務規則第95条及び矢掛町工事執行規則第12条の規定により、一般競争入札を実施する旨の公告又は指名競争入札を実施する旨の通知をした入札案件については、なお従前の例による。

## 書面入札参加承認申請書

年 月 日

矢掛町長 様

（申請者）

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

システムID

次の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社に責任のない次の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、第22条第1項に基づき、書面入札への変更を申請します。

なお、書面入札への変更に当たり、第22条第3項に基づき提出する入札書に係る電子入札システムへの入力には町長に一任します。

- 1 工事番号及び案件名：
- 2 第1回入札書受付締切予定日時： 年 月 日 時 分
- 3 電子入札システムが利用できない理由  
（いずれかにチェックを入れること）
  - 天災
  - 地域的停電
  - プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
  - その他（理由を具体的に記載すること）  
（理由記入欄）

### 発注者処理欄

入札書受付締切日時： 年 月 日 時 分

本申請書提出日時： 年 月 日 時 分

特 記 事 項：

書面入札への変更を 認める ・ 認めない

本申請書処理完了日時： 年 月 日 時 分

申請書受付者職氏名：職名 氏名

本人（代理人）確認書類： いずれかにチェックを入れること

運転免許証 パスポート 健康保険証 個人番号カード その他